平成２７年（フ）第１５６号
神奈川県座間市相武台２丁目５番28号ヴィアベネト相武台205号
債務者　前野美智子（旧姓八巻）
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１５７号
相模原市中央区千代田６丁目１番23号　千代田岩波ビル201
債務者　柴田　　基
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１５８号
相模原市中央区千代田６丁目１番23号　千代田岩波ビル201
債務者　柴田　静子
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１０５号
静岡県富士市今泉７丁目２番28号　コシミズアパート１階
債務者　宮本ひとみ
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第３７３号
京都市伏見区深草西伊達町88番地35　敬和荘２Ｆ10号
債務者　片岡　直之
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３９６号
京都市西京区下津林番条109番地
債務者　菊浦初子こと　黄　　初子
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４０７号
京都市伏見区深草泓ノ壺町17番地４　藤和ライブタウン伏見611号室
債務者　伊藤　晃江
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４０８号
京都市右京区太秦樋ノ内町１番地５　エスポワール206号、前住所大阪府交野市倉治８丁目22番31号
債務者　薬師寺桂樹
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４１０号
京都府宇治市羽戸山３丁目１番地の87
債務者　井出　　清
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４３１号
京都市伏見区羽束師鴨川町220番地１　サンパレス鴨川205号
債務者　嶋田　樹也
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４３２号
京都市南区東九条西岩本町17番地の１　岩本市営住宅205号
債務者　藤川　伸二
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４５３号
京都府八幡市八幡舞台34番地の５
債務者　カラオケＢａｒ淑壬こと原國淑壬こと金　　淑壬
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４５４号
京都府八幡市八幡舞台34番地の５
債務者　原國　政純
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２３号
京都府京丹後市丹後町平1378番地の３
債務者　井上　　薫
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２７年（フ）第１４号
京都府綾部市七百石町堂ノ下37番地
債務者　四方　光広
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２７年（フ）第３５号
大阪府富田林市甲田３丁目２番31―404号、前住所和歌山県橋本市小峰台１丁目５番地の13
債務者　南　　義治
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３２６号
堺市堺区香ヶ丘町１丁８番17―306号
債務者　川手　与宜
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係